



「Run-VPN RemoteAccess」利用許諾条件合意書

本利用許諾条件合意書(以下「合意書」という)は、株式会社ランシステム(以下「ランシステム」という)が提供する「Run-VPN RemoteAccess」(以下「本製品」という)の利用者とランシステムとの間に締結される法的な合意書です。本製品を利用する前に、合意書のすべての条項に同意していただく必要があります。本製品を複製、または使用することによって、お客様が合意書のすべてにご同意いただいたものといたします。

第1条 ライセンスの許諾

- 1, 本製品の利用者は、本製品およびマニュアル等、本製品に関連する一切のドキュメント(以下「ドキュメント」という)を、日本国内の利用者自身の組織内において利用することができます。
- 2, ランシステムは、合意書記載の条件に従い、本製品もしくはドキュメントに関し、非独占的、再許諾不可能かつ譲渡不可能な利用権を利用者に対して許諾します。

第2条 著作権など

- 1, 本製品もしくはドキュメントに関する著作権、特許権、商標権、ノウハウおよびその他のすべての知的財産権はランシステムへ独占的に帰属します。本製品は著作権法および国際条約の規定により保護されています。また、合意書のもと明白に許諾されていない権利は全てランシステムに留保されています。
- 2, 利用者は、ランシステムの事前の承諾を得ることなく、本製品、ドキュメントを第三者へ賃貸、貸与、販売または譲渡できないものとします。
- 3, 利用者は、本製品について、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル、改造することはできないものとします。また、本製品に表示されている著作権その他の権利者の表示を削除または変更を加えることはできません。

第3条 対価など

- 1, 利用者は本製品を無償で利用することができます。

第4条 再配布

- 1, 利用者は、本製品を第三者へ再配布できません。



第5条 免責

- 1, 本製品の導入、利用および利用結果については、利用者の責任とさせていただきます。本製品もしくはドキュメントの利用に起因して利用者またはその他の第三者に生じた結果的損害、付随的損害および逸失利益に関してランシステムは一切の責任を負いません。また、利用者の改造に起因して本製品に何らかの障害が生じた場合も、ランシステムは当該損害に関して一切の責任を負わないものとします。
- 2, ランシステムは、本製品もしくはドキュメントの機能が利用者の特定の目的に適合することを保証するものではなく、本製品またはドキュメントの物理的な紛失、盗難、事故および誤用等に起因する利用者の損害につき一切の補償をいたしません。

第6条 利用の中止

- 1, 利用者が本合意に違反した場合、ランシステムは利用者が本製品を利用することを禁止することができます。この場合、利用者は、本製品、ドキュメントを一切利用することができません。

第7条 守秘義務

- 1, 利用者は、合意書記載の内容、および、本合意に関連して知り得た情報を、ランシステムの書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩しないものとします。

第8条 損害賠償・裁判管轄

- 1, 利用者が合意書に定める事項に違反したことにより、ランシステムが損害を被った場合、利用者はランシステムに生じた損害を賠償する責を負うものとします。
- 3, 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とします。

第9条 一般条項

- 1, 本合意は、本製品の利用許諾に関し、合意書に同意する以前に利用者とランシステムとの間になされたすべての取り決めに優先して適用されます。

以上